

●香川県広域水道企業団告示第19号

香川県広域水道企業団工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成30年8月14日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団工事請負契約約款の一部を改正する約款

香川県広域水道企業団工事請負契約約款（平成30年香川県広域水道企業団告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>受注者は、次の各号に掲げるときには、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額</u></p> <p>(2) <u>社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の5に相当する額</u></p>	<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>

附 則

- この約款は、平成30年10月1日から施行する。
- 改正後の香川県広域水道企業団工事請負契約約款の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約（同日前に香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）第6条第1項の規定による公告、同規程第10条第2項の規定による通知又は同規程第23条第2項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項の提示（以下「公告等」という。）が行われたものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及

び同日以後に締結する契約（同日前に公告等が行われたものに限る。）については、なお従前の例による。